

関越中央病院 医療安全の指針

1. 医療現場において、医療従事者は患者の命を守ることが使命であり、些細なことであっても患者様に損害を与えない様に留意します。
2. 医療従事者のちょっとした不注意や思い込みなどが医療上の予測もしない事態を引き起こし、患者様に与えた損傷が健康や生命を脅かすような結果を招くことがあるが、「人間はエラーを犯すものである」ということを前提に、平素から知識・技術の向上に努め、患者様の安全を確保するための危機的意識を持って細心の注意を払い医療事故防止に万全を期しています。
3. 近年の医療内容や医療技術は飛躍的に高度化・複雑化・専門化してきたことにより、医療従事者個々の努力のみに依存した安全管理は困難になっています。医療安全対策とは、個人の責任を追及すると言う目的ではなく「個人やチームで行う現場サイドの事故防止」さらに「病院組織が取り組む事故防止」これら二つの目的を実効あるものにし、医療事故の未然防止を図るとともに、患者様に好ましくない事象が発生した時は、医療側の過失によるか否かを問わず救命および患者の安全確保を最優先し迅速かつ的確な対応を行います。
4. 患者様の生命と人権を尊重し、医療従事者はインフォームドコンセントの獲得のために十分な説明をします。
5. 医療事故対策のための医療安全管理部および委員会を設置し、「医療安全マニュアル」を整備するとともに、事例の収集・調査・分析・改善対策を行い再発防止に努めます。
6. 病院はすべての職員を対象に安全教育・研修を実施し、危機的意識の向上・危険対策・報告システム・医療者と患者の安全に対するパートナーシップについて学びを重ね安全文化の醸成を目指します。